

令和 6 年 度

# 日野市国民健康保険事業計画

日 野 市 市 民 部 保 険 年 金 課

## 運 営 方 針

国民健康保険は、住民である被保険者を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行い、もって被保険者の健康の保持増進を図る医療保険です。また、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保障制度であり、国民皆保険制度の基礎をなすものであります。

国保財政は、被保険者が負担する保険税、国・都・市が負担する公費及び前期高齢者交付金等によって運営されておりますが、平成30年度の国保制度改革以降、大きな目的として、一般会計からの法定外繰入金、いわゆる赤字額の削減があります。日野市においては、平成30年から10年間で赤字を解消するための「国保財政健全化計画書」を策定してまいりました。

しかし、近年では団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に移行されていることと、短時間労働者の社会保険の適用拡大により、国保被保険者数は減少の一途を辿っており、保険税収入も減少傾向にあります。令和6年度の事業費納付金も、被保険者の減少等の影響から令和5年度当初予算比で若干ではありますが減少しました。また、令和6年度は税率改定年度ではないこと及び被保険者数減少の影響により、一般会計からの繰入金が増加となったことから、令和6年3月に東京都に提出した「国保財政健全化変更計画書」では、赤字解消年度（予定）が昨年度と同様に令和19年度となっております。

このような事態を解決するため、全国市長会を通じて、国に対し、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置が講じられるよう働きかけています。

令和7年度は、「国保財政健全化変更計画書」に基づき、国民健康保険税率の改定を行い、緩やかに赤字額を削減・解消していく予定です。ただし、必ず計画書どおりに税率改定を実施する訳ではなく、昨今の社会情勢等の動向を注視した上で、改定を進めてまいります。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が閣議決定・公布されたため、施行日以降保険証はマイナンバーカードを利用することが原則となります。健康保険証の廃止に伴いマイナンバーカードと保険証を紐づけていない方、マイナンバーカードをお持ちでない方は、資格確認書により保険診療を受けることとなります。全ての被保険者が確実に保険診療を受けられるよう、丁寧な周知を図ってまいります。

## 重点施策

### 国民健康保険税率の改定

令和6年3月に策定した「国保財政健全化変更計画書」においても、毎年東京都から提示される標準保険税率を目指し、段階的に保険税率改定を行うこととしています。隔年での改定実施を原則としておりますので、令和7年度は保険税率改定を行う予定です。

被保険者の皆様に過度な負担を強いることのないよう、また、昨今の社会情勢等も十分に考慮しながら、保険税率改定実施の場合は、運営協議会において諮問させていただく予定です。

## 事業内容

### 1. 第3期データヘルス計画に基づく保健事業の推進

平成28年3月に策定されました「日野市国民健康保険データヘルス計画」と平成30年4月に策定されました「第2期日野市国民健康保険データヘルス計画」を継承した形で、令和6年度から令和11年度を計画期間とした「第3期日野市国民健康保険データヘルス計画」を策定しました。

令和6年度は第3期計画スタートとなります。第2期データヘルス事業の評価・見直しを行い分析した結果、健康課題として挙げられた「生活習慣病等治療中断者対策」について、新規に事業を開始することを予定しており、その他、第2期データヘルス計画で実施してきた保健事業についても引き続き、PDCAサイクルに沿った、より効率的かつ効果的な保健事業の更なる充実を目指して参ります。

### 2. レセプト点検の充実強化

#### (1) 医科・歯科・調剤レセプトの内容点検の実施

AI（人工知能）及びRPA（人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。）による内容点検を委託にて実施し、引き続き医療費の適正化及び財政効果額の改善を図ります。

#### (2) 柔道整復施術療養費レセプトの内容点検の委託

レセプト全件の内容点検を委託にて実施し、医療費の適正化を図ります。

### 3. 適正な収入の確保

#### (1) 短期証の活用

保険証一斉更新時において、保険税の滞納が複数年にわたる世帯に対して

は、短期被保険者証（有効期限6カ月、郵送）を交付し、来庁の機会等を活用して納税交渉につなげ、徴収率向上と短期証の解消に努めてきました。しかし、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、短期証を交付することができなくなります。収納率向上に向けて、新しい対策を検討していきます。

## （２）徴収率の向上等による国保財政の適正化

### ①口座振替の促進

口座振替のPRに努め、口座振替利用者を増やし、安定した収納を図ります。

「ペイジー口座振替受付サービス」や第1期の納期限の日に1年分を振替する「一括口座振替」のサービスを継続し、利用者の利便性向上に努めます。

### ②キャッシュレス決済の導入

従来の金融機関納付・コンビニ納付・口座振替に加え、スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングを使用した納付方法を導入しています。今後も納税者の利便性を向上させることで、滞納の発生抑止を図ります。

### ③自動音声による電話催告システムを活用した徴収業務の効率化

自動音声電話催告システムの活用により、従前の催告業務を拡充し、効率的に初期滞納へのアプローチを行い現年課税分の徴収強化を図ります。

### ④滞納整理の推進

引き続き保険年金課と納税課との連携を図り、納付交渉の機会を増やし、丁寧な納税相談による納税意欲の喚起により納付に結び付けます。

また、機能分担型徴収体制を生かし、滞納事案数管理、早期の財産調査、生活状況調査、分納管理システムによる分納履行管理等を徹底し、納税資力を見極めながら長期化の抑制と高額滞納の滞納整理を促進し、徴収率向上を図ります。

## 4. 被保険者へ的一部負担金減額・免除、保険税減免の周知・対応

被保険者からの相談に応じて、日野市国民健康保険一部負担金減免等取り扱い要綱及び日野市国民健康保険税減免取扱要綱に基づき、減額・免除を行います。

また、東日本大震災をはじめとした災害により、被災した日野市国民健康保険被保険者に対する一部負担金の減額・免除、保険税の徴収猶予等を該当者に速やかにご案内し、適正に行っていきます。

## 5. 職員研修

要望、質問に丁寧、親切に答えられる知識と態度を身に付けられるよう、東京都や国民健康保険団体連合会が実施する専門研修等に引き続き積極的に参加します。

## 6. その他

### (1) 医療保険のオンライン資格確認について

医療機関等で療養の給付を受ける際、被保険者がマイナンバーカードにより資格確認することが、国民健康保険法等改正（2019年5月成立）で規定され、令和3年（2021年）10月から本格稼働となりました。

#### 【患者のメリット】

- ①窓口で限度額以上の支払いが不要となります。
- ②特定健診等情報、医療費通知情報、薬剤情報を閲覧することができます。

#### 【保険者のメリット】

- ①資格喪失後の失効した健康保険証の使用が抑制されます。
- ②資格喪失後の健康保険証の使用や被保険者記号・番号の誤記による過誤請求の事務処理負担が減少します。
- ③各種事務手続きや認定証等の発行が減少します。

令和6年12月2日以降、保険証はマイナンバーカードでの利用が原則となります。

健康保険証の廃止に伴いマイナンバーカードと保険証を紐づけていない方、マイナンバーカードをお持ちでない方等には、「資格確認書」を交付します。

### (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進について

令和元年5月22日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」公布により、令和6年度までに、高齢者一人一人に対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応した事業実施が求められております。

日野市では、令和4年度より、高齢福祉課、健康課、保険年金課3課で事業実施しており、令和5年度は75歳以上の後期高齢者に対して、ハイリスクアプローチとして、低栄養予防、口腔機能低下予防を行い、管理栄養士、歯科衛生士が訪問等による相談等を実施しました。

### (3) 自治体クラウド推進事業について

令和3年11月より、住民情報システムについて、人口規模が同等の日野市・三鷹市・立川市の3市共同でシステム利用を行っていましたが、令和

5年11月より、小金井市を加え4市となりました。

事業範囲は、住民のデータを取り扱っている住民記録系・税務系・福祉子育て系・教育系の全60業務に渡っております。

## ＝ 給 付 係 ＝

国保運営協議会	協議会の運営に関する庶務を担当
予算の見積書、決算の資料等の作成	新年度予算、補正予算の見積書の作成 決算資料の作成
各種統計・報告	月報・年報・統計資料の作成
国・都補助金等他	国庫補助金、都費補助金・交付金ほか、
診療報酬明細書の点検等医療費適正化事務	診療報酬支払の適正化を図るため、被保険者資格の有無、診療報酬明細書の内容について点検を行う。 点検等により被保険者の医療機関等窓口での一部負担金の額が1万円以上減額となった場合、負担の適正化を図られるよう被保険者に通知する。
広報活動	広報ひの制度、事業の紹介記事を掲載 ひのしの国保 新規加入時等に配布 チラシ 制度改正や事業の案内を窓口に置いて配布 ホームページ 制度、事業の紹介記事を掲載
保健事業	データヘルス計画に基づく保健事業の実施 被保険者への医療費通知の送付など
給付に関する事務	高額療養費の支給・高額医療費貸付け 出産育児一時金の支給・出産費貸付け・受取代理 葬祭費の支給 療養費（補装具含む）の支給 不当・不正利得返還請求 第三者行為損害賠償請求

## ＝ 納税課 管理係・納税係 ＝

収納事務	国民健康保険税の収納・滞納整理
その他	口座振替を軸に様々な納付方法を導入し、徴収率向上を図る。

## ＝ 保 険 税 係 ＝

課 税 事 務	<p>① 現年度課税 当初課税納税通知書を7月に送付。納期は7月から翌年3月の9回。以後、資格取得、資格喪失及び所得更正のあった世帯について、手続きのあった月末に計算し、翌月中旬に新規又は更正の納税通知書を送付。</p> <p>② 過年度課税 過年度に遡及して資格取得、資格喪失及び所得更正のあった世帯について、手続きのあった月末に計算し、翌月中旬に新規又は更正の納税通知書を送付。</p>
所得未申告者対策	年2回、6月と12月に未申告者に対して国民健康保険税申告書を送付し、所得把握に努める。
資格に関する事務	保険証、短期証、高齢受給者証の発行及び管理。
適用の適正化	転入・社保喪失による新規加入者の適用にあたり、家族構成や年収等の正確な把握に努める。所得に応じて一部負担金の負担割合が変更となる場合等、該当者に対し適切な情報提供をする。
退職医療被保険者 適用の適正化	退職者医療制度は、令和6年3月末を持って終了した。過去に遡及して所得申告を行った場合などは、保険団体連合会から届く該当者情報を基に、資格及び給付について職権による移行を行う。
国・都支出金	国・都支出金の申請、請求、交付事務

## ＝ 健康課・健康増進係 ＝

保 健 事 業	特定健診やがん検診の実施
---------	--------------